

確 認 書

墨田区開発指導要綱第20条で定める「事業を実施することにより墨田区地域防災計画に基づく防災行政無線放送に支障を生ずる場合は、区長と協議し、当該建築物の屋上等の一部に墨田区防災行政無線設備保守管理要綱(昭和56年6月12日56墨地防発第202号)第2条第4号に規定する固定系子局を移設する等、当該建築物による防災行政無線放送の音響効果の弊害の解消に努める」こととし、これに関して、引き続き、区長と協議することを確認します。

平成 年 月 日

建築主 住 所 _____

会社名 _____

責任者 _____

連絡先 _____

設計者 住 所 _____

会社名 _____

責任者 _____

連絡先 _____